

成 績 評 価

各教科の成績の評価は、成績評価点あるいは成績評価表示で行われます。進級および卒業判定の基礎となる学年評価点は、履修した各教科の成績評価点、単位数および科目係数から決定します。

● 成績評価点

成績評価点は教科の最終成績で、その最高は100点です。なお、再試験の教科については、成績評価点の最高は60点です。

● 成績評価表示

教養演習（第1学年）、教養総合講義（第1, 2学年）、生体基礎総合演習（第2学年）、英語Ⅷ（第3学年）、特別研究（第3学年）の成績評価表示は、S, A, B, Cで示します。
 また、アドバンスト外国語Ⅰ, Ⅱ（第4学年）の成績評価表示は、S, A, B, C, Dとします。

● 学年評価点

学年評価点は、学年内に履修した教科の成績評価点、単位数および科目係数から算出します。

$$\text{学年評価点} = \frac{(\text{成績評価点} \times \text{単位数} \times \text{係数}) \text{の総和}}{(\text{単位数} \times \text{係数}) \text{の総和}}$$

です。なお、学年評価点は小数第1位を四捨五入した整数です。

科目係数 科目係数は“授業の方法等”によって、つぎの表のとおりに定められています。

科 目 等	係 数
講義科目, 外国語科目, 演習科目, 実技科目	1
実験科目, 実習科目, 総合歯科学演習	2

ただし、つぎの教科は 単位数×係数 が以下のとおりです。

教 科	単位数×係数
基礎自然科学（実験で知る物質の世界Ⅰ・Ⅱ）, 口腔形態学（歯のかたち）, 生命基礎科学	2
顎口腔診査診断学（実習）	3

学業成績と単位の認定

学業成績	<p>履修した教科の学業成績と単位の認定は、進級および卒業した場合のみ、つぎのように行われます。</p> <p>学業成績は、各教科の成績評価点、成績評価表示に従い、つぎの5種で表します。</p> <p style="margin-left: 40px;">S (100～90点) A (89～80点) B (79～70点) C (69～60点) D (———)</p>
単位の認定	<p>なお、成績評価点が59点以下の教科がある場合、その科目の成績評価点は60点となります。</p> <p>履修したすべての教科について、所定の単位が認定されます。</p> <p>また、日本大学とケンブリッジ大学ペンブルック・カレッジおよびエリザベスタウン・カレッジとの協定に基づき、サマー・スクールを受講し、所定の成績を修めた者にも単位が認定されます。ただし、この単位は卒業の条件を満たすものではありません。</p>

GPA (Grade Point Average)

係 数	<p>各教科の評価に該当する係数を定め、次の計算式によりGPAを算出します。このGPAは、各教科の成績評価とともに、累積された修得単位について計算され、成績証明書に記載されます。</p> <p>各教科の評価に対する係数は、つぎのとおり定められています。</p> <p style="margin-left: 40px;">S = 4, A = 3, B = 2, C = 1</p>
計 算 式	<p style="text-align: center;"> $\text{計 算 式 } \text{GPA} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}}{\text{①, ②, ③, ④の修得単位数の合計}}$ </p> <p>小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位を有効とします。</p> <p>ただし、① = 4 × Sの修得単位数、② = 3 × Aの修得単位数 ③ = 2 × Bの修得単位数、④ = 1 × Cの修得単位数</p>
対象教科	<p>原則として、進級あるいは卒業により認定された全ての教科が対象になります。</p> <p>ただし、次の授業科目や修得単位等は計算に含めません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 教養総合講義で必修単位数である2単位を超えて修得した教科 2) アドバンスト外国語 3) 短期海外研修(サマー・スクール)等の参加により認定された単位 4) 編入学生の編入学時認定単位 5) その他卒業条件に必要なとらない修得単位

進級・卒業・原級

進級・卒業

進級および卒業は、学年評価点、各教科の成績評価点・成績評価表示を基礎として、教授会で審議の上、判定されます。
 なお、判定結果は掲示されます。

卒業の要件 本学部に6年以上在学して、総計198単位以上を修得した者は、教授会で審議の上、卒業が認められます。
 卒業者には、学士（歯学）の学位が授与されます。

原級

つぎの一つに該当するときは、部則第13条によって原則として原級（留年）となります（64頁参照）。

- ① 学年評価点が59点以下のとき
- ② 成績評価点を得ていない教科があるとき
- ③ 履修学年に定めた成績評価表示を得ていない教科があるとき
- ④ 上記①～③以外の理由によって、教授会において、進級・卒業にふさわしくないと判定されたとき

履修の年限 原級（休学を含む）を繰り返して、同一学年における履修の年限である3年を超える場合には、学則第77条および部則第2条によって、退学となります（63頁参照）。

原級者の履修

- 1) 学年評価点が59点以下のために原級となった者は、新たに学年評価点を得るために必要な全教科を履修しなければなりません。ただし、原級年度に80点以上の成績評価点を得た教科については、その成績評価点が適用されますので、当該教科を履修する必要はありません。
- 2) 成績評価表示を未取得のために原級となった者は、当該教科の履修のほかに、成績評価点が59点以下の教科をすべて履修しなければなりません。